別紙様式第1号(第3条第1項関係)

所有者コード

自動車税
事務所使用欄

H24.3

還付請求権譲渡通知書

(宛先)
埼玉県自動車税事務所長

譲受人　郵便番号　□□□－□□□□

フリガナ
住所

フリガナ
氏名

電話番号　(　　)

私(譲渡人)は下記の過誤納還付金(還付加算金を含む)に係る還付請求権を上記譲受人に平成　　年　　月　　日に譲渡したので通知します。

記

自動車登録番号	税目	年度	還付の発生原因及び発生年月日
春日部　熊谷　大宮 所沢　川越 かな	自動車税 自動車取得税	平成 年度	1抹消　2二重納付　3減免 4その他(　　) 平成　年　月　日

譲渡人(納税義務者)　住所

氏名　　実印

電話番号　(　　)

自税使用欄	
住所	
氏商	

注意事項(必ずお読みください)

1　**還付の発生原因が抹消の場合、抹消登録が1日から15日に発生した場合はその月の28日まで、16日から月末までに発生した場合は、翌月の14日までに必ず提出してください。**(当該期限が休日等の場合は翌開庁日。)
二重納付については、2回目の納付から7日以内(7日目が休日等の場合は翌開庁日)に必ず提出してください。
期限を過ぎると納税義務者に還付されます。
減免・課税保留・更正の場合は、申請書等に添付して提出してください。

2　この書類が提出された場合でも、譲渡人(納税義務者)に未納の徴収金(県税等)がある場合は、地方税法第17条の2第1項等の規定により、未納の徴収金に充当した後の残額を譲受人に還付します。

3　抹消登録の場合は、抹消登録日を記入し、抹消が確認できる書類を必ず添付してください。

4　**譲渡人は、個人・法人とも登録印(実印)を押印の上、印鑑証明書(発行後6か月以内のもの)を添付**してください。

5　**譲渡人の氏名・住所に変更がある場合は、戸籍謄(抄)本・登記事項証明書・住民票(発行後6か月以内のもの)等変更の事実が確認できる書類を添付**してください。

6　納税義務者(個人)死亡の場合は、納税義務者の除籍謄本(発行後6か月以内のもの)・遺産分割協議書等の相続権が確認できる書類を添付してください。

7　この通知書を登録後1か月以内に提出する場合には、税申告書又は車検証の写しを添付していただくか、登録日をご教示ください。

8　記載事項に不備のあるもの、印影の不鮮明なものは受付できません。

9　複数の年度の税金の還付を受ける場合には、年度ごとに1通ずつ作成してください。

10　この通知書を提出すると、上記の過誤納金等は譲受人に還付します。

受付印

提出先(郵送の場合は、直接、自動車税事務所(さいたま市大宮区吉敷町1－124)あて送付してください。)

埼玉県自動車税事務所	〒330－0843	さいたま市大宮区吉敷町1－124	TEL 048(658)0225
大宮支所	〒331－8580	さいたま市西区中釘2152	TEL 048(623)0600
熊谷支所	〒360－0844	熊谷市御稜威ヶ原701－5	TEL 048(532)8011
所沢支所	〒359－0026	所沢市牛沼690－1	TEL 04(2998)1321
春日部支所	〒344－0042	春日部市増戸752－5	TEL 048(763)4111